

Q : 4 『メールマガの会員登録』をした方への景品提供

当社のホームページにおいて、メールマガジンの会員登録（無料）をした人を対象に抽選で賞品を提供する場合、景品規制を受けますか？

A :

受けません。

インターネット上で行われる懸賞については、たとえ懸賞サイトが商取引サイト内にあったり、商取引サイトを見なければ懸賞サイトを見ることができないような構造であったとしても、不特定多数の消費者が様々な画面を閲覧したり、ウェブサイト間を自由に移動できる状況にあることから、懸賞に応募しようとするのが即商品やサービスの購入につながるものではなく、取引に付随するものではないと一般的に考えられています。

したがって、インターネット上において、懸賞に応募する条件としてメールマガジンの会員登録（無料）を求めたとしても、一般懸賞制限告示の規制対象とはなりません。

ただし、商品やサービスを購入することが応募の条件になっているような場合は取引に付随するため、一般懸賞に該当し、景品規制の対象となります。

【インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて “公取通知”（平成13年4月26日）】